

令和4年度

市民税・県民税 特別徴収のしおり

指定番号	
------	--

田辺市役所

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
市町村コード 302066

- 異動届・課税内容についてのお問合せは
税務課市民税係 Tel 0739-26-9920(直通)
Fax 0739-23-1941(税務課・納税推進室共通)
- 納入についてのお問合せは
税務課納税推進室 Tel 0739-26-9922(直通)

目次

■ 令和4年度市民税・県民税の特別徴収について……………	1
■ 特別徴収税額の納入の仕方……………	2
・特別徴収について	
・納期限	
・納入方法	
・特別徴収税額の変更	
・納期の特例	
・納入場所	
■ 納税者が退職又は転勤等で異動した場合の手続……………	3
■ 異動届出書の書き方……………	4～7
■ 退職金を支払う場合の手続……………	8～9
・税額の計算方法	
・(退職所得用)市民税・県民税納入申告書の記載例	
■ 納入書の記入・取扱いについて……………	10～11
■ 近畿2府4県以外の郵便局へ納入される特別徴収義務者の方へお願い……………	12
■ 特別徴収に係る給与所得者異動届出書(予備)……………	13
■ 市民税・県民税 特別徴収切替届出(依頼)書……………	14
■ 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書……………	15
■ 市民税・県民税の計算方法……………	16～17
■ 市民税・県民税の電子申告をご利用ください……………	18

令和4年度市民税・県民税の特別徴収について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、市民税・県民税の特別徴収につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では特別徴収の事務手続きを円滑に進めていただくための「特別徴収のしおり」を作成いたしましたので、ご一読のうえ、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

特別徴収義務者の指定

特別徴収の方法により、徴収されることとなる給与所得者に対し、4月1日現在給与の支払をしている所得税法第183条第1項の源泉徴収義務者は地方税法第41条、第321条の4第1項及び田辺市税条例第38条の規定により、市民税・県民税の特別徴収義務者として指定されます。

特別徴収税額の通知

特別徴収の方法により徴収することとなる場合は5月31日までに特別徴収義務者に「特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」と「特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」をお送りします。

内容は次のとおりです。

(1) 特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)

特別徴収義務者として指定するとともに、給与支払者(特別徴収義務者)が、従業員等(納税義務者)から徴収し、納入していただく各月ごとの合計金額を記載しています。

(2) 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)

この通知書は納税義務者に特別徴収税額を通知するためのものです。それぞれの納税義務者に5月31日までに必ずお渡しください。

■特別徴収税額の納入の仕方

1. 特別徴収について

納税義務者の便宜を図るため、地方税法並びに田辺市税条例の規定によって、1年間に納付しなければならない市民税・県民税額を12回に分けて(6月から翌年5月まで)毎月給与等から徴収し、その月分をまとめて納入していただきます。

2. 納期限

月割額を徴収した月の翌月10日(その日が土曜日・日曜日・祝日に該当するときは、その次の金融機関営業日)です。納期限までに完納されなかった場合は、納期限後20日以内に督促状を発送します。督促手数料は、督促状1通につき80円となります。

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その税額につき次の割合を乗じた額となります※この取扱いは、令和3年1月1日以降のものであり、令和2年12月31日までの延滞金計算は、別の方法になります。

延滞金=(税額×(延滞金特例基準割合+1%)×A÷365)+(税額×(延滞金特例基準割合+7.3%)×B÷365)

A…納期限の翌日から1か月を経過する日までの日数

B…納期限の翌日から1か月を経過した日の翌日から納入した日までの日数

延滞金特例基準割合…財務大臣が告示する割合(国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の年平均)に年1.0%の割合を加算した割合

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押え等の処分を受けることがあります。

3. 納入方法

(1) 各納税義務者から徴収された月割額の合計額を、同封の「和歌山県田辺市個人市県民税(特別徴収)納入書」(別冊)で納入してください。

なお、退職所得の分離課税にかかる特別徴収税額は、同納入書の「退職所得分」欄にご記入の上、納入してください。(詳しくは、8ページをご覧ください。)

(2) 退職者の一括徴収の場合

退職金などから差し引かれた残税額は、その徴収された翌月10日までに、他の給与と所得者にかかる特別徴収税額とあわせて「和歌山県田辺市個人市県民税(特別徴収)納入書」(別冊)により納めていただくことになります。

なお、この納入税額は、「給与分」の欄へ他の在職者の月割額と合計して記入することになりますので「退職所得分」の欄には記入しないよう注意してください。

また、給与と所得者異動届出書の「一括徴収」欄に、一括徴収された税額を記入してください。

(3) 地方税共通納税システム(eLTAXを利用)により、市県民税(特別徴収)を電子納税できます。詳しくは、eLTAXのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

4. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知した後、その税額に更正等があり、これを変更する事由が生じたときは、市役所から「市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書(納税義務者用)」及び「市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)」をお送りいたします。その際、「市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書(納税義務者用)」を納税義務者にお渡しください。

5. 納期の特例

給与の支払を受ける人が常時10人未満である事業所は、市長の承認を受けることにより、特別徴収税額のうち、6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分を6月10日(その日が土曜日・日曜日・祝日に該当するときは、その次の金融機関営業日)までの年2回で納入することができます。

納入場所

○指定金融機関…紀陽銀行

○指定代理金融機関…紀南農業協同組合、きのくに信用金庫

○収納代理金融機関…三菱UFJ銀行、三十三銀行、百五銀行、近畿労働金庫

なごさ信用漁業協同組合連合会(ただし和歌山県内に限る)、紀州農業協同組合

みくまの農業協同組合、郵便局・ゆうちょ銀行(近畿2府4県)

○田辺市役所税務課納税推進室

○龍神・中辺路・大塔・本宮の各行政局

※金融機関の名称が変更となっている場合はご了承ください。

* 近畿2府4県以外のゆうちょ銀行(郵便局)へ納入される場合で、従来利用していたゆうちょ銀行(郵便局)以外のゆうちょ銀行(郵便局)へ納入されるときは、12ページの「指定通知書」をゆうちょ銀行(郵便局)へ提出するとともに、「ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書の提出について」を本市納税推進室宛てにお送りください。ただし納期内納入に限ります。

* 口座振替、コンビニエンスストア、クレジット納付及びキャッシュレス決済サービスによる納入はできませんのでご了承ください。

* 地方税共通納税システムをご利用の場合、対応金融機関は上記に限りませんので、eLTAXのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)にてご確認ください。

■納税者が退職又は転勤等で異動した場合の手続

【退職等の場合】

特別徴収の方法によって納税している人が退職した場合、特別徴収税額のうち給与から徴収できなくなった税額は、普通徴収の方法で納税義務者から直接納めていただきます。この場合、異動があった月の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(1部＝2枚複写)に退職した人の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)、住所、特別徴収税額(年税額)、徴収済税額、未徴収税額、異動年月日、異動の事由、未徴収税額の徴収方法等を記入して市民税係まで提出してください。 →記載例5ページ

(1) 退職者の一括徴収

① 退職の日が令和4年6月1日から12月31日までの場合

その事由が発生した翌月以降の未納額は、納税義務者と話し合いの上、一括徴収の申し出がある場合は、残税額をまとめて当月分と同時に納入してください。

② 退職の日が令和5年1月1日から4月30日までの場合

その事由が発生した翌月以降の未納額を、納税義務者の申し出がなくても一括徴収し、当月分と同時に納入してください。

③ 退職の場合、残り分を一括徴収していただきますと、納税義務者の方も後日個人で納付する手間が省けますので、ご協力をお願いします。

(2) 手続

特別徴収義務者から「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(1部＝2枚複写)を作成して提出していただきますが、一括徴収された場合は、「**一括徴収**」欄に徴収予定額、**納入月分**を記入してください。→記載例6ページ

【転勤の場合】

転勤により勤務先が変わり、その新しい勤務先でも引き続いて特別徴収の方法によって徴収されることを納税義務者が希望した場合には、特別徴収を継続いたします。この場合、新たな勤務先の名称と所在地及びその勤務先で何月分から徴収していただくことになるか、その他必要な事項を記入した「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(1部＝2枚複写)を、転勤のあった月の翌月10日までに市民税係へ提出してください。→記載例7ページ

異動届出書には、必ず住所を記入し、氏名欄にはフリガナをお願いします。届出用紙が不足した場合、13ページにありますのでコピーを2枚とっていただき、2枚とも提出してください。

そ の 他

(1) 名称変更・所在地変更などがあった場合は、直ちにこのしおりの15ページの「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

(2) 市民税・県民税特別徴収税額の通知書や納入書等に記入された**指定番号**は、あなたの事業所を表示したものです。今後田辺市に提出される書類には、必要事項とともに必ず、この番号を記入してください。

(3) 普通徴収(個人納付)から特別徴収へ切り替える場合、14ページの「特別徴収切替届出(依頼)書」に**納付済期**、**特別徴収開始月**を必ず記入し、提出してください。なお、用紙が不足した場合は、コピーしてご使用ください。

◎提出期限…異動があった月の翌月10日まで

◎該当者1人につき1部提出してください。

■異動届出書の書き方

給与等の支払者の氏名又は名称・住所又は所在地・個人番号又は法人番号を記入してください。

この届出書の内容について応答できる方の氏名・係名・電話番号・内線を記入してください。

給与所得者の氏名（フリガナ）・生年月日・個人番号（マイナンバー）・住所を記入してください。（姓が変わった場合は、新姓も記入してください。）

退職後の住所が1月1日現在の住所と異なる場合は、新しい住所を記入してください。

転勤等により、新しい給与支払者が特別徴収を継続するとき、その事業所の名称・所在地・電話番号・担当者名、新しい給与支払者が、月割額を何月分まで徴収するか必ず右欄に記入してください。

一括徴収する場合は、一括徴収する理由について該当番号を記入してください。

一括徴収しない場合は、一括徴収しない理由について該当する番号を記入してください。なお、未徴収税額分については普通徴収に切り替え、後日、田辺市役所より本人宛てに納付書をお送りしますので、その旨を本人にお知らせください。

注意事項
1 本書は、特別徴収の届出を行った個人が、市町村長に提出する。2 給与所得者本人が国外に出向している場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

1

特別徴収指定番号

3年度 宛番号

4年度 宛番号

課税氏名 担当者内線

令和 年 月 日

市町村長 提出

給与支払報告書提出者

個人番号又は法人番号

特別徴収税額 (年税額)

(ア) 特別徴収税額 (年税額)

(イ) 徴収済税額 月分

(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 月分

異動年月日 令和 年 月 日

異動の事由

異動後の未徴収税額の徴収方法

① 特別徴収継続

② 一括徴収

③ 普通徴収 (本人が納付)

特別徴収税額等通知書の指定番号を記入してください。

特別徴収税額等通知書の宛番号を記入してください。

異動の年月日を記入してください。

異動後の未徴収税額の徴収方法について、該当する番号を記入してください。

該当する異動の事由を記入してください。(注)「8 その他」の場合には、具体的な事由を記入してください。

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

特別徴収指定番号

氏名 担当者電話

新しい勤務先へは、月割額 円 を 月分

受給者番号

納入書の要否

番号を記入

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

徴収予定額 (ウ)と同額を右欄に記入

左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (① 及び② に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入

1. 異動年月日が1月1日～4月30日の場合、原則、一括徴収してください。

2. 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。

3. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。

4. 死亡による退職のため。

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

(ア) 特別徴収税額欄 特別徴収税額等通知書の『特別徴収税額』欄の税額を記入してください。

(イ) 徴収済税額欄 何月分から何月分まで徴収したか、またその合計額を記入してください。

(ウ) 未徴収税額欄 何月分から何月分まで未徴収か、またその合計額(ア)-(イ)を記入してください。

合計欄には、上記(ウ)の未徴収税額と同一の額を記入してください。

(例) 未徴収税額を一括徴収し10月分まで納める場合は『10月分』と記入し、上記(イ)の徴収済税額は『9月分まで』上記(ウ)の未徴収税額は『10月分』として記入してください。(記載例 6ページ)

記載例①（退職：一括徴収しない場合）
9月分まで徴収し、未徴収税額を「普通徴収」に切り替えるとき

※該当者1人につき1部提出してください

注意事項等

1 本書は、特別徴収の個人用紙です。提出期限は、退職する月の翌月10日までです。提出期限は、退職する月の翌月10日までです。提出期限は、退職する月の翌月10日までです。
2 機械読み取りを行う場合があります。訂正する場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。
3 給与所得者本人が国外に出国される場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

1

整理番号		特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。	
4	田辺 市町村長 令和 4 年 10 月 5 日 提出	646-8545 田辺市新屋敷町1番地 （株）田辺	総務課給与係 乙野 花子 0739-22-0000 1234
3年度	特別徴収指定番号 宛名番号	4年度	特別徴収指定番号 宛名番号
			90025551 25
フリガナ	ワカヤマ タロウ	新	
氏名	和歌山 太郎	姓	
生年月日	元号 3 1 月 1 日 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 50 年 1 月 1 日	特別徴収税額（年税額）	例）11月10日納期限分の場合→10月分 徴収済税額 6 月分 未徴収税額（ア）-（イ） 10 月分 9 月分まで 5 月分まで
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 2	異動年月日	令和 4 年 9 月 20 日
住所	田辺市高雄一丁目23-1 和歌山市小松原通1-1	異動の事由	※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収（本人が納付）
		異動後の未徴収税額の徴収方法	番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収（本人が納付）
		異動後の未徴収税額	49,200 16,400 32,800

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）	フリガナ	特別徴収指定番号	担当者氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 [] 円 を [] 月分 （翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
		法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		受給者番号 納入書の要否 （新規の場合のみ記載）
				番号を記入 ① 必要 ② 不要

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 []	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額（ウ）と同額を右欄に記入	左記の一括徴収した税額は、 [] 月分（翌月10日納期限）で納入します。
-----------	--	-------------------	---------------------------------------

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 []	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。
-----------	--

旧特別徴収処理欄	3年度	月分以降の月割額は []	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	4年度	月分以降の月割額は []	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

記載例② (退職：一括徴収する場合)
退職により未徴収税額を一括徴収し、10月分で納入するとき

※該当者1人につき1部提出してください

注意事項等

1 本書は、特別徴収の個人住民税・道府県民税(住民税)を給与差引して又は特別徴収の給与支払報告書を提出した変更の従業員等が、異提出不要です。
 2 機軸読み取りを行う場合は、本紙に訂正の訂正欄に記入してください。
 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

<p>受付印</p> <p>4</p> <p>田辺 市町村長</p> <p>令和 4 年 10 月 5 日 提出</p>										<p>市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書</p> <p>道府県民税 特別徴収</p>										<p>整理番号</p>		<p>1</p>	
<p>〒 646-8545</p> <p>田辺市新屋敷町1番地</p> <p>(株)田辺</p> <p>個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)</p>										<p>課税氏名 担当 者</p> <p>乙野 花子</p> <p>0739-22-0000</p> <p>1234</p>		<p>3年度 特別徴収指定番号 宛番号</p> <p>4年度 特別徴収指定番号 宛番号</p> <p>90025551</p> <p>25</p>											
<p>フリガナ 和歌山 太郎</p> <p>氏名 和歌山 太郎</p> <p>生年月日 3 1 1</p> <p>個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 2</p> <p>住居 田辺市高雄一丁目23-1</p>										<p>特別徴収税額 (年税額)</p> <p>49,200</p>		<p>(ア) 徴収済税額</p> <p>例) 11月10日納期限分の場合→10月分</p> <p>6 月分 9 月分</p> <p>16,400</p>		<p>(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)</p> <p>10 月分 5 月分</p> <p>32,800</p>		<p>異動年月日</p> <p>令和 4 年 9 月 20 日</p>		<p>異動の事由</p> <p>※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。</p> <p>番号を記入</p> <p>2</p> <p>1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他</p>		<p>異動後の未徴収税額の徴収方法</p> <p>番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)</p> <p>2</p>			
<p>① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)</p>										<p>特別徴収指定番号</p>		<p>担氏名 担当 者</p>		<p>新しい勤務先へは、</p> <p>月割額 円 を 月分</p> <p>(翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。</p> <p>※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。</p>		<p>受給者番号</p>		<p>納入書の要否 (新規の場合のみ記載)</p>		<p>番号を記入 ① 必要 ② 不要</p>			
<p>② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)</p>										<p>番号を記入</p> <p>1</p> <p>1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。</p>		<p>徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入</p> <p>32,800</p>		<p>左記の一括徴収した税額は、</p> <p>9 月分 (翌月10日納期限) で納入します。</p>									
<p>③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (① 及び② に当てはまらない場合に記入してください。)</p>										<p>番号を記入</p> <p>1</p> <p>1. 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。</p>													
<p>市町村処理欄</p>										<p>旧特別徴収処理欄</p>		<p>3年度 月分以降の月割額は</p>		<p>4年度 月分以降の月割額は</p>		<p>1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他</p>		<p>入力者 点検</p>					
<p>A B C D E F</p>																							
<p>G H I J K L</p>																							

記載例③（転勤の場合）
転勤により10月分から丙野商事（株）で特別徴収するとき

※該当者1人につき1部提出してください

注意事項等

1 本書は、特別徴収の個人用紙です。提出用紙は、市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引していただく場合は、提出用紙を提出してください。
 2 機軸読み取りを行う場合があります。訂正する場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。
 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 4 </div> 受付印										市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 道府県民税 特別徴収										1
整理番号										総務課給与係										3年度 特別徴収指定番号 宛番号
田辺 市町村長 令和 4 年 10 月 5 日 提出										646-8545 田辺市新屋敷町1番地 (株)田辺										4年度 特別徴収指定番号 宛番号 90025551
フリガナ 和歌山 太郎 氏名 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 3 50 年 1 月 1 日 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 2 1月1日現在 田辺市高雄一丁目23-1 異動後										(ア) 特別徴収税額 (年税額) 49,200 円 (イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分 9 月分まで 16,400 円 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 10 月分 5 月分まで 32,800 円 令和 4 年 9 月 29 日										異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 番号を記入 1 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付) 1
① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）										② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）										③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）
新しい勤務先（特別徴収義務者） 〒 646-0217 田辺市城山台3-1 フリガナ ヘイショウジ 丙野商事(株) 法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。										特別徴収指定番号 90012345 担氏名 田辺 次郎 担電話番号 0739-26-9920 新しい勤務先へは、月割額 4,100 円 を 10 月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 受給者番号 12345 納入書の要否 1 番号を記入 ① 必要 ② 不要 （新規の場合のみ記載）										番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入 左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。
番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。										旧特別徴収処理欄 3年度 月分以降の月割額は 特別徴収義務者を変更 普通徴収切替 一括徴収 その他 4年度 月分以降の月割額は 特別徴収義務者を変更 普通徴収切替 一括徴収 その他 入力者 点検										市町村処理欄 A B C D E F G H I J K L

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

■退職金を支払う場合の手続

退職所得(退職手当等)にかかる市民税・県民税の所得割(分離課税)については、所得税と同様に他の所得と区分して、退職手当等の支払の際に、特別徴収していただくことになっています。その場合、「個人市県民税(特別徴収)納入書」(別冊)の「退職所得分」欄に記入し、翌月の10日までに納めてください。

また、「退職所得分」欄記入と同時に、「個人市県民税(特別徴収)納入書」の裏面の納入申告書を記入してください。

1. 納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、田辺市内に居住している人です。

2. 税額の計算方法

次の表により計算してください。

■退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	80万円+70万円×(勤続年数-20年)

※勤続年数に1年未満の端数がある場合は、1日であっても1年として計算します。

在職中に障害者となったことに直接起因して退職した場合は、上記により計算した控除額に100万円が加算されます。

■税額の計算式

○勤続年数5年以下の役員等に支払われる退職手当等

退職所得の金額=退職手当等の金額-退職所得控除額

○勤続年数5年以下の役員等以外の人に支払われる退職手当等

・退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下の場合
退職所得の金額=(退職手当等の金額-退職所得控除額)×2分の1

・退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合
退職所得の金額=150万円+退職手当等の金額-(300万円+退職所得控除額)

○上記以外の人に対して支払われる退職手当等の場合

退職所得の金額=(退職手当等の金額-退職所得控除額)×2分の1

※平成25年1月1日以降に支払われる勤続年数5年以下の役員等の退職金については、退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1の額ではなく全額を課税の対象とすることとされました。
※令和4年1月1日以降に支払われる勤続年数5年以下の役員等以外の退職金については、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、2分の1の額ではなく全額を課税の対象とすることとされました。

市民税=『退職所得の金額』×6% (百円未満の端数切捨て)
県民税=『退職所得の金額』×4% (百円未満の端数切捨て)

【計算例】退職金支払額 17,569,248円 勤続年数29年の場合

①退職所得控除額を求めます。

・退職所得控除額 = 8,000,000円 + 700,000円 × (29年 - 20年)
= 14,300,000円

②退職所得の金額を求めます。

・退職所得金額 = (17,569,248円 - 14,300,000円) × 1/2
= 1,634,624円 (千円未満切捨て) → 1,634,000円

③市民税・県民税それぞれの税額を求めます。

市民税 1,634,000円 × 6% = 98,040円 (百円未満切捨て) → **98,000円**

県民税 1,634,000円 × 4% = 65,360円 (百円未満切捨て) → **65,300円**

退職所得に係る市民税・県民税の税額	
市民税	98,000円
県民税	65,300円
合計	163,300円

(退職所得用)市民税・県民税納入申告書の記載例

納入書裏面

(退職所得用)																													
市民税						納入申告書																							
県民税																													
田辺市長 宛て																													
年 月 日 提出																													
退職手当等支払金額																													
<table border="1"> <tr> <th colspan="4">年 月 分</th> <th colspan="2">人員</th> <th colspan="2">人</th> </tr> <tr> <td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> </table>												年 月 分				人員		人		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
年 月 分				人員		人																							
十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																				
特別徴	市民税																												
収税額	県民税																												
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により 上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																													
特別徴収義務者	〒						受付印																						
	住所又は所在地																												
	氏名又は名称																												
法人番号又は個人番号																													

提出日を記入してください。

特別徴収義務者の所在地・名称・法人番号又は個人番号を記入してください。なお、個人番号を記入する場合は、左側を1文字空けて、12桁の番号を記入してください。

納入する年月分を記入してください。

納税者数を記入してください。

退職手当等支払金額を記入してください。

市民税額を記入してください。

県民税額を記入してください。

* 特別徴収義務者が個人事業主である場合、金融機関では市民税・県民税に関する個人番号(マイナンバー)を扱いません。そのため、金融機関に提出する納入書裏面へは何も記入せず表面のみ記入し、納入してください。別途、予備の納入書を使用し、裏面に個人番号(マイナンバー)を含めて上記の内容を記入し、市民税係宛てに送付してください。(予備の納入書には表面の記載は必要ありません。)

* 退職所得にかかる市民税・県民税を納入する際は、氏名・勤続年数・退職金支払額等が記入された明細書も提出してください。

近畿2府4県以外のゆうちょ銀行(郵便局)へ納入される特別徴収義務者の方へお願い

従来利用していたゆうちょ銀行(郵便局)以外のゆうちょ銀行(郵便局)へ納入される場合は、右の「指定通知書」に、利用されるゆうちょ銀行(郵便局)名及び年月日を記入して第1回の納入書とともにゆうちょ銀行(郵便局)へご提出ください。また、「ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書の提出について」を本市税務課納税推進室宛てにお送りください。

ただし、前年度までに納入機関として既に指定したゆうちょ銀行(郵便局)へ本年も納入される場合は、指定通知書の提出は必要ありません。

なお、ゆうちょ銀行(郵便局)以外に2ページに記載の各金融機関でも納入できますのでご利用ください。この場合、右の指定通知書は不要です。

取扱ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書提出先(控)	
ゆうちょ銀行	本店・支店 郵便局

令和 年 月 日

和歌山県田辺市 宛て

特別徴収義務者

所在地	
名称	
指定番号	

ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書の提出について

次のゆうちょ銀行(郵便局)を市民税・県民税特別徴収税額の納入取扱店(局)として、指定通知書を提出しましたので通知します。

所在地	
名称	ゆうちょ銀行 本店・支店 郵便局

指定通知書

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 本・支店長様
郵便局長様

和歌山県田辺市

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市民税・県民税(特別徴収税額)取扱店(局)に指定しましたので通知します。

- 承認番号 貯業第159号
- 口座番号 00970-7-960366
- 加入者の名称 田辺市会計管理者
- 取りまとめ局 大阪貯金事務センター

受付印

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 (予備)
道府県民税 特別徴収

整理番号	
3年度	特別徴収指定番号 宛番号
	特別徴収指定番号 宛番号
4年度	特別徴収指定番号 宛番号
	特別徴収指定番号 宛番号

4	市町村長	令和 年 月 日 提出	所在地名 〒	個人番号又は法人番号 (右欄でご記入ください)
給与所得者	フリガナ	氏名	新姓	生年月日
フリガナ	氏名	生年月日	元号	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成
個人番号	住所	1月1日現在	異動後	

担当氏名	電話番号	内線
異動年月日	令和 年 月 日	

特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア) - (イ)	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
(ア)	(イ)	(ウ)	※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他
例) 11月10日納期限分の場合→10月分	月分	月分	番号を記入	番号を記入
円	円	円	8. その他の理由を右欄へ記入	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人が納付)

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	〒	特別徴収指定番号	担当氏名	電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
フリガナ	法人番号	※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。	受給者番号	納入書の要否	番号を記入 1. 必要 2. 不要

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 ((ウ)と同額) を右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。
-------	--	-----------------------	---	-------------------------------------

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入	異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。
-------	--

旧特別徴収処理欄	3年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	4年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

1 本書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差引して徴収する)異動があった月の翌月10日までに提出してください。
2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。また、2枚複写のうち、2枚とも提出してください。
3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。



特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

法人番号 (個人番号は記載不要)																				
---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

田辺市長 宛て 令和 年 月 日 提出	(特別徴収義務者)	フリガナ		特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称 (氏名)			所 属	
		所 在 地	〒	連 絡 先	氏 名	
					電 話	

◎変更があった場合はすみやかに提出してください。
 ◎変更する事項のみ記入してください。ただし、代表者のみの変更の場合は提出不要です。
 ◎誤読を避けるため、フリガナは必ずつけてください。

変 更 年 月 日	令和 年 月 日
-----------	----------

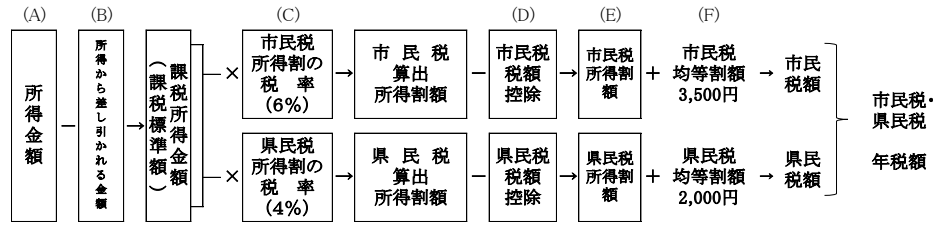
事 項	変 更 前 (旧)	変 更 後 (新)
法人番号 (個人番号は記載不要)	/	/
フリガナ		
名 称		
フリガナ		
所 在 地	〒	〒
電 話 番 号		
関係書類送付先 (上記以外を希望される場合に記入してください)	〒 電話番号	〒 電話番号

変 更 理 由	1. 名称変更 <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 法人成り・個人事業主変更※ <input type="checkbox"/> 新法人の設立※ <input type="checkbox"/> 分割による変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更 (旧社名の法人は登記上存続し社名変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上解散し合併された) <input type="checkbox"/> その他()※印が付いている項目については、給与所得者異動届出書を別途提出してください。 2. 所在地変更 <input type="checkbox"/> 事務所が移転 <input type="checkbox"/> 送付先変更 <input type="checkbox"/> その他() 3. その他 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化 <input type="checkbox"/> 事務所等の廃止 <input type="checkbox"/> その他()
---------	---

合併・吸収及び分割の場合に記入してください。	合併・吸収・分割先の名称	特別徴収義務者指定番号	有()・無
	合併・吸収・分割後の指定番号について1~3の中から選んで○をしてください		合併・吸収・分割後の納入開始時期
(合併の場合、合併した法人の数) <input type="checkbox"/> 社会併	1. 旧特別徴収義務者の指定番号()を使用する	理由が2.3.の場合は、給与所得者異動届出書を別途提出してください。	()年()月分 納期(月10日)から納入予定
	2. 合併・吸収・分割先の指定番号()を使用する		
3. 新規に指定番号を取得する			

◎この変更届出書を提出されましても、法人市民税等に係る異動届出書を提出したことになりますのでご注意ください。
 ※関係書類には個人番号(マイナンバー)が記載された書類も含まれます。

令和4年度 市民税・県民税の計算方法



(A)所得金額……所得税法などの規定によって計算されるものです。

(B)所得から差し引かれる金額

(ア)雑損控除額

次の①又は②のいずれか多い方の金額

①差引損失額－総所得金額等の10%

②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

※差引損失額＝損失額－保険金等で補填される金額

(イ)医療費控除額

①従来の医療費控除(最高200万円)

(医療費－保険金等で補填される額)－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない金額)

②セルフメディケーション税制(最高8万8千円)

(特定一般用医薬品等購入費の合計額－保険金等で補填される金額)－1万2千円

(ウ)社会保険料控除額……支払った社会保険料(国民健康保険等)の全額

(エ)小規模企業共済等掛金控除額……支払った確定拠出年金法に規定する年金加入者掛金等の全額

(オ)生命保険料控除額……合計適用限度額 70,000円

(1)新制度(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	全額
12,000円超 32,000円以下	支払金額 × 1/2 + 6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払金額 × 1/4 + 14,000円
56,000円超	28,000円

一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の控除額について、それぞれ左の算式により計算します。
(適用限度額：28,000円)

(2)旧制度(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	全額
15,000円超 40,000円以下	支払金額 × 1/2 + 7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払金額 × 1/4 + 17,500円
70,000円超	35,000円

従前の計算方法が適用されます。
一般の生命保険料、個人年金保険料の控除額について、それぞれ左の算式により計算します。
(適用限度額：35,000円)

(3)一般生命保険料及び個人年金保険料において新制度と旧制度の双方がある場合の控除額

それぞれ(1)と(2)の計算式で求めた金額の合計額(上限28,000円)と、(2)の計算式で求めた金額(上限35,000円)のいずれか有利な方を選択します。

(カ)地震保険料控除額

	年間の支払保険料等	控除額
保地險震	50,000円以下	支払金額 × 1/2
	50,000円超	25,000円
契約旧長期	5,000円以下	全額
	5,000円超 15,000円以下	支払金額 × 1/2 + 2,500円
	15,000円超	10,000円

地震保険と旧長期契約の両方がある場合、限度額は25,000円です。

(キ)配偶者控除額……本人の合計所得金額1,000万円以下で配偶者の合計所得金額が48万円以下

	本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者 (昭和27年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円

(ク)配偶者特別控除額……本人の合計所得金額1,000万円以下で配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下

配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	控除額		
48万円 超 100万円 以下	33万円	22万円	11万円
100万円 超 105万円 以下	31万円	21万円	11万円
105万円 超 110万円 以下	26万円	18万円	9万円
110万円 超 115万円 以下	21万円	14万円	7万円
115万円 超 120万円 以下	16万円	11万円	6万円
120万円 超 125万円 以下	11万円	8万円	4万円
125万円 超 130万円 以下	6万円	4万円	2万円
130万円 超 133万円 以下	3万円	2万円	1万円

(ケ)扶養控除額

一般扶養親族	(平成15年1月2日～平成18年1月1日生まれ) …… 33万円
〃	(昭和27年1月2日～平成11年1月1日生まれ) …… 33万円
特定扶養親族	(平成11年1月2日～平成15年1月1日生まれ) …… 45万円
老人扶養親族	(昭和27年1月1日以前生まれ) …… 38万円
同居老親等	(昭和27年1月1日以前生まれ) …… 45万円

*年少扶養親族(年齢16歳未満)がいる場合、扶養控除を受けることはできませんが、市民税・県民税の非課税限度額の算定等のために、市へ提出する給与支払報告書の「16歳未満扶養親族」の欄に人数を記載してください。

(コ)障害者控除額

①障害者	26万円
②特別障害者	30万円
③同居特別障害者	53万円

*障害者控除は、扶養親族が年少扶養親族である場合や、配偶者控除の適用を受けることのできない同一生計配偶者においても適用されます。

(カ)寡婦控除額 …… 26万円

(シ)ひとり親控除額 …… 30万円

(ス)勤労学生控除額 …… 26万円

(七)基礎控除額	(本人の合計所得金額	2,400万円以下)	……………43万円
	(本人の合計所得金額	2,400万円超 2,450万円以下)	……………29万円
	(本人の合計所得金額	2,450万円超 2,500万円以下)	……………15万円

(C)所得割の税率…一律10%

市民税 6% 県民税 4%

なお、土地・建物等の譲渡所得等は特別な計算をしますので、詳しくは税務課市民税係にお尋ねください。

(D)税額控除…配当控除、調整控除、住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)、寄附金税額控除など

(ア)配当控除

種 類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私募証券	外資建証券等投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等	外資建証券等投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(イ)調整控除

(1)合計課税所得金額が200万円以下

次の①と②のいずれか少ない金額の5% (市民税3%、県民税2%)を控除

- ①5万円＋人的控除額の差の合計額(基礎控除の差は除く)
- ②個人住民税の合計課税所得金額

(2)合計課税所得金額が200万円超

{5万円＋人的控除額の合計額(基礎控除の差は除く)－(合計課税所得金額－200万円)}の5% (市民税3%、県民税2%)を控除

*この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。

*人的控除の差とは、扶養控除等で所得税ベースでの所得控除額と住民税ベースでの所得控除額の違いによる差額のことです。

*合計所得金額が2500万円を超える方については、調整控除の適用はありません。

(ウ)住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成21年から令和3年12月31日までに入居された方が、前年分の所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次のそれぞれで、①と②のいずれか少ない金額を控除

【平成21年から令和3年12月31日までに入居された方で特定取得以外の方】

- ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ②所得税の課税総所得金額等の額の5% (最高97,500円)

【平成26年から令和3年12月31日までに入居された方で特定取得に該当する方】

- ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ②所得税の課税総所得金額等の額の7% (最高136,500円)

(エ)寄附金税額控除

- (1) 基本控除額：[対象となる寄附金の合計額(総所得金額等×30%が限度)－2千円]×10%
- (2) 地方公共団体(ふるさと納税)への寄附金税額控除額は、上記の基本控除額と次の特例控除額を足し合わせた額です。ただし、特例控除額は個人住民税の所得割額の2割を限度とします。
特例控除額：[寄附金の合計額(総所得金額等×30%が限度)－2千円]×(90%－所得税の税率×1.021)

(E)配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区 分	市民税	県民税
配当割額又は 株式等譲渡所得割額	①×3/5	①×2/5

(F)均等割額 市民税 3,500円 県民税 2,000円

- ・ 県民税均等割額のうち500円は、「紀の国森づくり税」です。
- ・ 地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時的措置として平成26年度から令和5年度までの市民税・県民税の均等割額にそれぞれ500円が加算されています。

■非課税の範囲

障害者、未成年者、寡婦又はひとり親に該当し、前年中の所得が135万円以下の人については、市民税・県民税は課税されません。(給与収入金額に換算すると2,044,000円未満です。)

所得金額調整控除に関する事項

所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するもので、次の二種類の控除があります。

1.子ども・特別障害者等を有する方等

前年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、④本人が特別障害者に該当する方、⑤年齢23歳未満の扶養親族を有する方、⑥特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する方のいずれかに該当する場合に、以下の所得金額調整控除額を給与所得から控除します。なお、この控除は扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、夫婦双方がこの控除の適用を受けることができます。

◎所得金額調整控除額＝(給与等の収入金額－850万円)×10%

※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円とします。

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

2.給与所得と年金所得の双方を有する方

前年の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える場合に、以下の所得金額調整控除額を給与所得から控除します。なお、上記1の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。

◎所得金額調整控除額

＝(給与所得控除後の給与等の金額＋公的年金等に係る雑所得の金額)－10万円

※給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額が10万円を超える場合は10万円とします。

<令和4年度から実施される市民税・県民税の主な変更内容>

1.住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の特例期間の延長

一定の期間に契約を締結し、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、住宅ローン控除の控除期間3年間延長の特例を適用することができることとされました。

また、この延長分については、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、床面積が40㎡以上50㎡未満のものにも適用できることとされました。

※一定の期間とは、注文住宅の場合は令和2年10月1日から令和3年9月30日まで、分譲住宅等の場合は令和2年12月1日から令和3年11月30日までをいいます。

※この特例の適用は、特別特定取得(消費税率10%で取得)に該当する場合に限られます。

2.子育てに対する助成等の非課税措置

国又は地方公共団体が保育その他の子育てに対する助成を行う事業その他これに類する一定の助成を行う事業により、その業務を利用する者の居宅等において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他一定の施設の利用に要する費用に充てるため支給される金品については、所得税及び住民税を課さないこととされました。

3.退職所得課税の見直し

役員等以外の人で、勤続年数5年以下の人は、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1の額を課税の対象としていましたが、令和4年1月1日以降に支払を受ける退職手当等は、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、2分の1の額ではなく全額を課税の対象とすることとされます。

なお、役員等については、勤続年数が5年以下の場合、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の全額が課税の対象となります。

※役員等とは、法人税法上の法人役員、国会・地方議員及び国家・地方公務員をいいます。

～市民税・県民税の電子申告をご利用ください～

田辺市では、平成20年1月から、市民税・県民税にかかる給与支払報告書等の提出について、eLTAX(エルタックス:電子申告システム)を利用しインターネットによる受付を開始しています。平成26年1月1日以降、前々年に税務署に提出すべき給与所得の源泉徴収票が1,000枚を超えている場合、各自治体に提出する給与支払報告書について、eLTAX又は光ディスク等を利用した電子提出が義務付けられています。

また、平成30年度の税制改正において、eLTAX又は光ディスク等による提出義務の判定基準が、現行「1,000枚以上」から「100枚以上」に引き下げられ、令和3年1月1日以後に提出すべき法定調書について適用されています。

令和元年10月より「地方税共通納税システム」による電子納税が可能となりました。eLTAXを利用して金融機関に赴くことなく、複数の自治体に一括して電子納税ができます。

○eLTAX(エルタックス)とは

eLTAXとは、地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。eLTAXは地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営を行っています。

○ご利用いただける手続き

- ・給与支払報告書(総括表)、給与支払報告書(個人別明細書)
- ・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ・特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

※ 田辺市では平成29年度から特別徴収義務者へ通知する「特別徴収の税額決定通知書」の内容をデータ化し、法的効力をもたせるために、電子署名を付与したものを提供しています。なお、提供するデータは当初の内容のみとなり、以後の税額の変更による通知につきましては、紙媒体での送付となりますので、ご了承ください。

(このほか、法人市民税、固定資産税(償却資産)、申請・届出(法人設立・設置届出書、異動届)についても申告手続きができます。)

○こんなメリットがあります

- ・地方税の申告が、郵送や窓口に出向くことなく、インターネットで自宅や事務所内から簡単にできます。
- ・複数の地方公共団体への申告について、まとめて一度に手続きできます。(ただし、電子申告システムサービスを開始している団体に限ります。)
- ・市販の税務・会計ソフトでも、そのまま申告手続きができます。(ただし、eLTAXの対応ソフトに限ります。)

○申告をする場合には

まずeLTAXのホームページから利用の届出が必要となります。利用の届出は、eLTAXのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)よりアクセスしてください。

○eLTAXをご利用する場合には

eLTAXを利用できるパソコンの準備や電子証明書の取得などの手続きが必要です。

○詳しい内容や手続き等のお問い合わせは、地方税共同機構へ

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。eLTAXホームページ:<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXホームページ



よくあるご質問



なお、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。eLTAXホームページの「よくあるご質問」:<https://eltax.custhelp.com/>

こんなときは、以下の書類をお願いします。

こんなとき	提出書類	提出先
納税者が退職や転勤等をしたとき	特別徴収に係る給与所得者異動届出書	市民税係
納入にゆうちょ銀行(郵便局)を利用するとき	指定通知書	ゆうちょ銀行 (郵便局)
	ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書の提出について	納税推進室
事業所の所在地・名称等を変更したとき	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	市民税係
普通徴収から特別徴収へ切り替えるとき	特別徴収切替届出(依頼)書	市民税係
納期特例の適用を受けるとき	給与所得等に係る市民税・県税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書(ダウンロードしてください。)	市民税係

<特別徴収に係る給与所得者異動届出書、給与所得等に係る市民税・県税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書、特別徴収切替届出(依頼)書は、田辺市のホームページ(<http://www.city.tanabe.lg.jp/>)からダウンロードできます。>

※当課へ郵便を出される際に、宛名ラベルとして、ミシン目に沿って切り離してご使用ください。

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 総務部 税務課 行 (特別徴収関係書類在中)	〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 総務部 税務課 行 (特別徴収関係書類在中)	〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 総務部 税務課 行 (特別徴収関係書類在中)
--	--	--